

公益財団法人山階鳥類研究所

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山階鳥類研究所（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における寄附金とは次の各号に定めるものをいう。

(1) 賛助会費

当法人「賛助会員に関する規程」で定める賛助会員（個人・団体・法人）が納入する年会費

(2) 一般寄附金

賛助会員又は賛助会員を含む一般社会に対し常時募金活動を行うことにより受領する寄附金及び募金

(3) 特定寄附金

賛助会員又は賛助会員を含む一般社会に対し、前二項とは別に、使途及び募集期間を特定して募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権も含むものとする。

(寄附金の募集)

第3条 当法人は常時寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

第4条 賛助会費及び一般寄附金は毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を当法人の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費

は募集総額の30%以下でなければならない。

（募集目論見書の交付等）

第6条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

（特定寄附金の募集に係る結果の報告）

第7条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（領収書等の送付）

第8条 賛助会費、一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、領収書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（寄附金の受領辞退）

第9条 当法人は下記に該当する若しくはそのおそれがある場合、寄附金の受領を辞退する。

- （1）寄附金の受け入れに起因して、当法人に著しい資金負担が生じる場合
- （2）法的又は社会通念上、当法人が受領するには不相当と認められる場合

（情報公開）

第10条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報取扱規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

付則

1 この規程は令和 6 年（2 0 2 4 年）10 月 1 日から施行する。（令和 6 年 9 月 24 日理事会議決）